



令和6年8月
農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和6年8月26日(月) 午後1時30分開会
場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 3番 高澤 富士子 委員
議席番号 4番 松澤 孝 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の
受理について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に
ついて



別 紙

出欠	議席 番号	氏 名	住 所	備 考
出席	1	飛 澤 正 志	飯山市大字飯山 2566 番地 1	
欠席	2	大 口 昂 帝	飯山市大字南町 17 番地 3	
出席	3	高 澤 富士子	飯山市大字飯山 11492 番地 224	
出席	4	松 澤 孝	飯山市大字静間 1744 番地	
出席	5	武 田 一 清	飯山市大字蓮 3378 番地	
出席	6	岡 田 忠 治	飯山市大字其綿 406 番地	
出席	7	西 條 亀美夫	飯山市大字天神堂 196 番地	
出席	8	望 月 晃 一	飯山市大字瑞穂豊 609 番地	
出席	9	藤 本 英 喜	飯山市大字瑞穂 579 番地 1	
出席	10	清 水 敏 明	飯山市大字旭 734 番地 1	
出席	11	小 嶋 清 子	飯山市大字旭 6181 番地 1	
出席	12	清 水 勝	飯山市大字旭 4873 番地	
出席	13	春 日 孝 利	飯山市大字緑 1358 番地	
出席	14	嶋 津 正 道	飯山市大字緑 1334 番地 3	
出席	15	沼 田 浩 子	飯山市大字照里 437 番地	
出席	16	石 田 慶 子	飯山市大字照里 954 番地 1	
出席	17	福 澤 千 鶴	飯山市大字常盤 554 番地	
出席	18	足 立 久 子	飯山市大字常盤 5657 番地 1	
出席	19	小 林 嘉 之	飯山市大字常郷 2996 番地	
出席	20	金 崎 恵	飯山市大字豊田 803 番地	
出席	21	廣 川 順 一	飯山市大字照岡 649 番地 1 の 2	
出席	22	市 村 孝	飯山市大字一山 2888 番地 1	



事務局長	皆さまで大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。8月の農業委員会総会を始めさせていただきます。私、農業委員会事務局長の春日です。会長よりご挨拶をお願いします。
会 長	皆様こんにちは。毎日毎日暑くてどうしたものかと思うような日々が続いていますが、昨日の夕方の豪雨と風で、常盤の方の田んぼが少し転んでいるところも点在しておりました。ほんの少しですけど。このあとの台風10号ですが、田んぼが心配です。それと果樹をやっている方が風の対策をしなければいけないかなと心配しているところであります。農地パトロールが始まっておりまして、終わられた方、まだこれからの方、今やっておられる方、いらっしゃると思うんですが、それぞれに頑張っていて、この農地パトロールは年1回実施されるものです。毎日心がけていただくのは、農地パトロールの中でもまた違うパトロールになっています。見守りっていうのでしょうか、ここの畑が荒れそうだなとか、ここの田んぼちよっとおかしくなってるぞとか、そういったものを心配しながら日々見ていただくというようなパトロールと、2種類わかれております。報告書に記入の際も分けて書くような形になっております。そちらの種類の書き方がわからない方は、前の委員さんや近くの委員さんに聞いていただいて、教えていただければいいかなと思います。今日は県の農業会議の方に来ていただいて研修を行う予定になっております。本当は8月1日の臨時総会の後行うべきことだったのですが、市のイベントの都合がありまして、今日の午後ということになっておりますので、特に新しく委員になられた方には、よくわからないことなどしっかり聞いて研修していただければありがたいと思います。その後は懇親会がございますので懇親を深めていただいて、協力し合いながらできるような体制を盛り上げていただければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局より経過報告をお願いします・ 【事務局より資料に基づき経過報告】
議 長	事務局より欠席委員の報告をお願いします。
事務局	2番 大口委員です。
議 長	議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。
議 長	それでは、議席番号3番 高澤委員、4番 松澤委員にお願いいたします。 これより、農地議案審議に入ります。



事務局	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 今月の農地法第3条の許可申請は4件です。 議案第1号について、受付番号21番から24番は所有権移転に関する件になります。 【 所有権移転 受付番号21番～24番 議案書をもとに朗読と説明 】 ご審議をお願いします。
議 長	ありがとうございました。それでは担当地区の委員さんから補足をお願いします。最初に21番の補足をお願いします。
16番	譲渡人の△△さんとお会いしました。譲受人の方が家を買うので畑も一緒にということです。今ある農機具なども全部そのまま渡すそうです。畑は2年ほど留守の間は親戚の方が管理しておりましたので、すぐにでも作付けできる状態です。よろしくお願いします。
議 長	22番の補足説明をお願いします。
8番	譲受人の〇〇さんは、長野で医師をしておられるのでお会いできなかったんですが、譲渡人の△△さんとは要するに親族関係でして、〇〇さんの自宅の裏に畑があって、実際には△△さんから〇〇さんが借りて野菜とかを作って管理してきました。現地も見ましたが荒れてはいませんし、〇〇さんの母親の話では忙しい中でもやると言っているようなので、問題ないと思います。
議 長	23番の補足説明をお願いします。
21番	譲渡人の△△さんには直接会えなかったんですが、電話でお話しました。△△さんは病気を患ってしまして、奥様が介護をしているような状況であります。息子さんは勤めています。数年前まで畑でしっかり耕作されていたんですが耕作できない状況です。譲受人〇〇さんは若いアメリカの方で、現在49歳です。奥さんは36歳の方で2人で耕作をやりたいということです。裏にある家を買って、さきほどお話があったようにだいが壊れてましてリノベーションしないとできないそうです。そこをリノベーションしてメインのハウスにして、自家用野菜を作っていきたいということです。
議 長	24番の補足説明をお願いします。
13番	譲受人の〇〇さんは10年以上前からこの土地を借りて耕作しております。



	住宅のすぐそばの土地なので譲ってもらえないかと話をしたところ、ころよく受けてもらえたということです。
議 長	推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。 ご意見ご質問がございましたらお願いします。 とにかく、譲受人の方がしっかり農地を耕作してくれるかどうかそこが一番重要だと思います。外国の方が2件入っております。8月23日の新聞に農地所有者の国籍把握の徹底を、と出ていまして、この方たちの国籍をしっかりと把握されご報告もされているということによろしいですか。
事務局	はい。
6 番	今新聞の記事のことを言われたので参考までに。私の知り合いが茨城の方で農家をやっている人がいて、この間電話で話したところ、外国人所有者、適正農地所有者という形になるんですが、今茨城では大変なことになってるらしく、これがいいか悪いか、中国人の所有地。農地を中国人が茨城で買いあさっているそうです。向こうの方でちょっと前まで一反歩あたり30万から40万で売買されていましたが、今はその倍で60万～80万で取引になっていて、看板が建っていまして、「農地売ってください」と。一反あたり60万～80万で買いますよって言っている。中国人の方は中国から農業者を呼んでそこで農業をして農産物を作っている話なんです。その農産物はどこにいったらどうなっているのか、全く地元の人も把握できない。今現状日本の中でそういう動きがあるので、いい方に行くか悪い方に行くかこれは当然判断しないとイケないのかなと。北海道で前に水のところを中国人がほとんど買っていました。それはねすごい問題があった。水のところを売るということはいけないんじゃないかと。一応皆さん方知っておいた方がいいんじゃないかと思ってお話をさせていただきました。
議 長	面倒なんですよ。やはり外国の方が取得されるっていうことは。後々トラブルがないように、その方が本当に耕作して下さって、この地でちゃんとやれるのか見極めが必要なんだって感じております。皆さんもその点ご注意くださいと思います。
4 番	23番は住宅とセットなのでいいと思いますが、21番は耕作状況2,754㎡で取得資格は問題ないのでしょうか。
議 長	下限面積の問題だと思いますので、事務局より説明をお願いします。
事務局	以前は下限面積といって、農地を所有したい、農地を借り受けたいと希望される方は、すでに農地を所有していなければ、耕作をしていなければ新たな農地を取得できないということがあったんですが、現在は下限面積要



	件が令和5年4月1日に無くなりまして、農地を持っていない方でも農地を持てるようになりました。取得した農地で耕作をするという前提は変わらないんですが、面積要件はなくなりました。そういうのも合わせまして21番も23番もそうなんですけども、農地を手離したい方が空き家とセットで売りたいという事例が増えてきました。
4番	私の理解ですと、古民家とか中古住宅を取得したときに、セットで200㎡以上の農地だと0でもいいよという条件付きかと思っていたんですが、そうではないということですね。
議長	今はゼロです。 他にご意見ございますか。ないようですので採決に入ります。原案のとおり賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。
議長	次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	農地法第5条の許可申請は2件。 【受付番号 5番～6番 議案書をもとに朗読と説明】
議長	ありがとうございました。5番の補足説明をお願いします
6番	現地には人がいるわけじゃなくて建物はあります。その建物の隣接している奥の畑ですが、耕してありました。〇〇の建物は水害の前からありまして、今回の駐車場と考えると隣合せということで当然必要ではないかと思えます。ただ宗教法人さんが駐車場で利用をするということがない場合はまた報告します。
議長	6番の補足説明をお願いします。
1番	譲受人の〇〇さんにお会いして話を伺ってきました。事務局の説明のとおり家を建てたいという事で、町中でありますので特に問題はないと思います。
議長	何かご意見ご質問がありましたらお願いします。 ないようですので採決に入ります。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり



	決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
議 長	次に議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	【 貸借 (中間管理) 受付番号 265番～285番 所有権移転(経営基盤法) 受付番号 286番 議案書をもとに朗読と説明】 以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	ありがとうございました。何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。
8 番	使用貸借権とはどのようなことなのでしょう。賃貸借ですと金額とか玄米何kgとかでているのですが、使用貸借権は何も書いてないですね。私地元が柏尾なんです、〇〇の代表が亡くなって、①が認定農業者ということですがこれはどうなっているのでしょうか。
議 長	説明をお願いします。
事務局	使用貸借については無償ということです。〇〇は、引き続き認定農業者ということです。
8 番	長野県農業開発公社がでてきたり、飯山市がでてきたりして貸借しているんですが、なぜこんな手間のかかる手続きをしているのでしょうか。なにか意味があるのですか。
事務局	中間管理機構を通さない個人間の貸借なんです、令和7年の3月までは契約することができます。それ以降は、基本的には全て中間管理機構を通しての貸借契約に切り替わっていきます。そのメリットとしては、お金の支払いについては、中間管理機構が耕作者から賃料を口座から引き落としして所有者に支払うなどの手続きを中間管理機構が行います。元々のこの制度の始まりは、農地をもう少し担い手の皆さんに集積、流動化していこうということで作られた制度です。一番のメリットとしては、賃料のやりと



	りについて耕作者の方にはメリットがあるのかなと思います。
8 番	農地で荒れているところが結構あるんですよね。ずっと使ってなくて荒らしているところと言われてみれば確かに荒れています。そういう農地を農業開発公社が入って何かしていないんですか。耕作されているところだけ農業開発公社が入っているんですね。耕作していたけど耕作者ができなくなった農地を農業開発公社が入って第3者に貸しているという認識でよろしいのでしょうか。
議 長	中間管理機構は貸側と借側が揃わないと受けないです。中間管理機構がバンクとして預かって管理しきれないので、貸人借人両方揃ってはじめて中間管理機構を通しての手続きとなります。
8 番	玄米何kgとか賃料とか安いですが、固定資産税くらいでてるのかなと思いますが、皆さん納得しているのでしょうか。
議 長	荒らしているよりかはいいだろうという判断だと思います。 他にご意見、ご質問はありますか。 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。 次に報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について」報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」は、報告事項ですので、お読みいただいて何か質問があればお願いします。 よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 沼田 浩子

3 番 高澤 富士子

4 番 松澤 孝